主観点の計算例について

別紙

①工事成績に関する事項	（例） 平成29年1月1日前4年における工事(業種ごと)が次の場合 加重平均の計算は A工事(建築一式)契約金額：￥8,000,000 工事成績：74点 B工事(建築一式)契約金額：￥3,000,000 工事成績：70点 $\frac{¥8,000,000×74点＋¥3,000,000×70点}{¥8,000,000＋¥3,000,000}$ ＝72.9 （1未満の端数は、四捨五入） →73点となります。 この加重平均した値から65を控除して得た数に5を乗じます。 (73点−65)×5＝40　　よって、この場合の工事成績に関する事項の数値は40となります。 ※65を控除して得た数が0を下回るときはマイナスの評価になります。ただし、工事成績の件数が1件の場合で、65を控除して得た数が0を下回るとき、及び工事成績を有しないときは、いずれも0とします。
②保有技術者に関する事項	1級技術職員の保有数に4を乗じて得た数と2級技術職員及び登録基幹技能者の保有数に1．5を乗じて得た数の合計となります。（80を超える場合は、80とします。） （例） 経営事項審査における業種別の技術職員が次の場合 1級技術職員　：10人 2級技術職員及び登録基幹技能者　：15人 10人×4＋15人×1.5 = 62.5（1未満の端数は、切り上げる）→63となります。 （1級）　（2級）
③継続教育に関する事項	下記左の認定機関が認定した、過去5年の1級技術職員及び2級技術職等に係る継続教育の取得単位数の合計について、下記右の区分により算定した数値となります。 ・土木一式工事、水道施設工事 （一社)全国土木施工管理技士会連合会 （公社)日本技術士会 （公社)土木学会 ・建築一式工事 （公社)日本建築士会連合会 建築設備士関係団体CPD協議会 ・設備工事（電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事、消防施設工事、清掃施設工事） （公社)日本技術士会 建築設備士関係団体CPD協議会 （ア）150以上の場合　20 （イ）120以上150未満の場合　16 （ウ）90以上120未満の場合　12 （エ）60以上90未満の場合　8 （オ）30以上60未満の場合　4
④工事の品質確保に関する事項	国際標準化機構が定めたISO9001の規格により登録されている場合　→　10
⑤環境対策に関する事項	次の区分のとおりです。（重複して算定しません。） ・国際標準化機構が定めたISO14001の規格により登録されている場合　→　10 ・エコアクション21について（一財）持続性推進機構に認証・登録されている場合　→　10
⑥市内在住保有技術者に関する事項	②の保有技術者のうち、高松市の市・県民税特別徴収対象者について、1級技術職員の保有数に10を乗じて得た数と2級技術職員及び登録基幹技能者の保有数に4を乗じて得た数の合計となります。（60を超える場合は、60とします。） （例） 経営事項審査における業種別の技術職員のうち、高松市の市・県民税特別徴収対象者の数が次の場合 1級技術職員　：3人 2級技術職員及び登録基幹技能者　：5人 3人×10＋5人×4 = 50　→ 50となります。 （1級）　（2級）
⑦災害時の活動に関する事項	次の区分のとおりです。（重複して算定しません。） ・自社又は加入している団体等が高松市又は高松市上下水道局（上下水道事業管理者）と災害協定を締結している　締結期間が5年を超える場合→　10　締結期間が5年以下の場合→　8 ・会社として高松市消防団協力事業所の認定基準に基づき、表示証の交付を受けている　締結期間が5年を超える場合→　10　締結期間が5年以下の場合→　8 ・加入している団体等が高松市との災害協定の締結者たる団体等と連携して当該災害協定の定めにより応急措置等に従事することとしている　→　8
⑧建設機械の保有に関する事項	経営事項審査で対象となる建設機械の保有台数1台につき1とします。（10を超える場合は10とします。）
⑨安全対策に関する事項	建設業労働災害防止協会香川支部に加入している場合　→　5
⑩障がい者雇用に関する事項	次の区分のとおりです。 ・「法定報告義務有り」で障がい者を法定雇用率を満たすとされる数※以上雇用の場合　→　10 ・「法定報告義務なし」で障がい者1人以上雇用の場合　→　10 ※法定雇用率を満たすとされる数（法定雇用障害者数）＝常用雇用労働者の総数×法定雇用率(2.0%)（1人未満の端数は切り捨て）
⑪次世代育成支援に関する事項	次の区分のとおりです。（重複して算定しません。） ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定、提出済みである場合　→　10 ・育児休業、子の看護休暇及び育児のための所定労働時間の短縮措置又はその代替措置をいずれも就業規則等に規定している場合　→　10 ・上記の就業規則等のうち、一部を規定している場合（ただし、育児休業について規定している場合に限る。）　→　5
⑫人権啓発の取組に関する事項	次の区分のとおりです。（重複して算定しません。） ・平成28年12月1日前2年間に高松市人権・同和問題指導者研修講座を修了　→　10 ・平成28年12月1日前2年間に高松市許可・登録業者人権研修講座を受講　→　10 ・社内において人権に関する研修を平成28年12月1日前2年間でいずれの1年間も実施したとき　→　10　いずれかの1年間のみ実施したとき　→　5
⑬指名停止に関する事項	平成29年1月1日前1年間に指名停止の期間がある場合、指名停止月数にマイナス10を乗じて得た数とします。 （例）指名停止3月　平成27年12月3日～平成28年2月2日の場合 1月1日前後にまたがる期間の最終月は切り捨てるので、1月となります。 1月×−10＝−10　よって、この場合は－10となります。

※詳細は、入札参加資格告示6ページ～10ページをご覧ください。